

○阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成28年10月4日

条例第35号

改正 令和5年3月16日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の原則)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募の方法により募集するものとする。ただし、当該公の施設の設置目的等により公募することが適さないと認められるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申出の資格
- (3) 申出を受け付ける期間
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準及び業務の内容
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (8) その他町長等が別に定める事項

(指定管理者の指定の申出)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申出書に次に掲げる書類を添えて町長等に提出することにより申し出なければならない。

- (1) 管理に関する事業計画書
- (2) 管理に関する収支計画書
- (3) 当該団体の組織及び経営状況を説明する書類
- (4) その他町長等が別に定める書類

(選定の基準等)

第4条 町長等は、前条の規定により提出された申出書について、次に掲げる選定の基準に

照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
  - (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (4) 公の施設の管理を安定して行うために必要な人的構成、財産的基礎その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
  - (5) その他町長等が必要と認めるものとして別に定める事項
- (公募によらない指定管理候補者の選定)

第5条 第2条第1項ただし書の規定により公募を行わなかった場合において、町長等は、指定管理候補者の選定に当たっては、選定を行おうとする団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる選定の基準に照らし、総合的に判断するものとする。

(指定管理候補者の選定の特例)

第6条 町長等は、第2条の公募を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、再度の公募を行わずに指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申出がなかったとき又は第4条の選定の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。
- (2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
- (3) 指定管理者が、第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。

2 町長等は、前条の規定により指定管理候補者を選定した場合において、当該指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたときは、別の指定管理候補者を選定することができる。

(選定委員会の設置)

第7条 町長等は、指定管理候補者の選定に関し、専門的な意見を聴くことが必要であると認めたときは、選定委員会を設置することができる。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定)

第8条 町長等は、第4条若しくは第5条又は第6条第1項若しくは第2項の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、

指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第9条 町長等は、指定管理者に指定した団体と当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書に関する事項

(2) 事業報告及び業務報告に関する事項

(3) 町が支払うべき管理費用に関する事項

(4) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第15条において同じ。)の保護に関する事項

(6) その他町長等が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その満了の日の翌日又はその取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施及び利用の状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして町長等が定める事項

(業務報告の聴取等)

第11条 町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰

すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。
- 3 町長等は、指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに町長等に届け出るとともに、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長等が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第15条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月16日条例第3号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。